

び第二項（これらの規定けるが特例政令第五条第二項の規定により読み替えられる場合を含む。）

国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第二十九條の保除て、基準日において平成二十二年四月以降において発生が確認され四の三第一項及び第三項の世た口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等について（これらの規定が特例政令第七條第三項の規定によ等と読み替えられる場合を含む。）

<p>国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第二十九條の保除て、基準日において平成二十二年四月以降において発生が確認され四の三第一項及び第三項の世た口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等について（これらの規定が特例政令第七條第三項の規定によ等と読み替えられる場合を含む。）</p>	<p>国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第二十九條の保除て、基準日において平成二十二年四月以降において発生が確認され四の三第一項及び第三項の世た口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等について（これらの規定が特例政令第七條第三項の規定によ等と読み替えられる場合を含む。）</p>	<p>国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第二十九條の保除て、基準日において平成二十二年四月以降において発生が確認され四の三第一項及び第三項の世た口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等について（これらの規定が特例政令第七條第三項の規定によ等と読み替えられる場合を含む。）</p>
--	--	--

（特例政令第六條第四項の介護合算算定基準額に関する規定の読替え）

第三條 特例政令第六條第四項の規定により高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）第十六條の三第一項（特例政令第八條第四項の規定により読み替えられる場合を含む。）の規定を準用する場合には、同令第十六條の三第一項中「次の各号に掲げる者」とあるのは、「私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）第六條において準用する国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一條の三の六の二第七項に規定する者であつて、基準日において平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令（平成二十三年政令第二百四十四号）第八條第二項に規定する口蹄疫特例措置対象高齢被保険者である次の各号に掲げる者」と読み替えるものとする。

附則

- 1 この省令は、平成二十三年八月一日から施行する。
- 2 第一条の規定は、療養の給付を受ける日の属する月が平成二十三年八月以後の場合における私立学校教職員共済法施行令第六條において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一條の三の二第二項第一号に規定する収入の額について適用する。